

○第106回添加物専門調査会

日 時：平成24年5月30日（火）13:58～15:48

議事概要：

（1）亜塩素酸水に係る食品健康影響評価について

・厚生労働省より報告された、亜塩素酸水中の臭素酸の混入の実態調査に基づく製造基準案について審議を行った。専門参考人より資料1～4に修正が必要との指摘があり、修正内容の確認及び審議結果の取扱いについては座長に一任された。

*殺菌料として使用されます。

（2）クエン酸三エチルに係る食品健康影響評価について

・クエン酸三エチルの品目の概要、国際機関等における評価について審議を行った。要請者に、クエン酸三エチルの使用基準に関する資料を求め、それら資料が得られた段階で再度審議することとなった。

*食品加工の溶剤、乳化剤として使用されます。

（3）アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、カルミン、酸性リン酸アルミニウムナトリウムに係る食品健康影響評価について

・酸性リン酸アルミニウムナトリウムに関する要請者からの補足資料の内容について審議を行った。要請者に、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、カルミン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム等の国際機関等における評価、一日摂取量の推計等に関する資料を求め、それら資料が得られた段階で再度審議することとなった。

*アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウムは、錠剤、カプセル食品の賦形剤等として使用されます。

カルミンは、着色料として使用されます。

酸性リン酸アルミニウムナトリウムは、膨張剤として使用されます。